

小美玉市不法投棄監視サポーターQ & A

令和 2年 7月

問 不法投棄監視サポーター制度を設けるのは何のためですか

⇒ 現在、市内で様々な不法投棄が発生していますが、市では市民の方から通報を受けて対応に当たっています。

早期に発見し対応することで被害を最小限にとどめることが可能となります。このため、各地域にお住いの皆さんの情報提供が重要となり、市への情報提供を円滑にするため、サポーター制度を設けることにしました

問 年間どれくらい不法投棄が発生しますか

⇒ 令和元年度の実績では、市として年間160件の投棄事例（主なものに限る）に対応しました。また、市の回収作業員が回収する量は、近年では年6～7tになります

問 サポーターは具体的に何をするんですか

⇒ 散歩やジョギング、車などを使った移動など、こうした日常生活の中で、見聞きした不法投棄に関する情報などを市にご提供ください
不法投棄に特化した見回り活動などをお願いするものではありません

問 不法投棄の現場を見かけた場合、どの程度の情報を伝える必要がありますか

⇒ わかる範囲で構いません。お寄せいただいた情報を参考にし、必要に応じて、市で現地確認をし対応します。また所管の関係機関に情報提供する場合もあります

問 見かけた不法投棄の現場に立ち入ることは可能ですか

⇒ 個人の私有地などに勝手に立ち入ることはできません。また、投棄者に直接接触し注意することは危険ですので絶対に避けてください

問 情報提供の方法を教えてください

⇒ 電話のほか、FAX、電子申請（通報システム）がご利用できます
電子申請はスマートフォンなどからも送信できます
なお、電話の場合は、平日 8 時 30 分から 17 時までとなります

問 通報した情報の事後対応について教えてください

⇒ その後の対応については個人情報の取扱いも含まれるため、原則、情報提供者の方にはお伝えできません

問 私有地に不法投棄されたごみの撤去は実施してくれますか

⇒ 不法投棄物の処分は、法律の規定において、投棄者が不明の場合、土地の所有者または管理者が自ら行うこととされます。原則、市では撤去できません

問 道路に不法投棄されたごみの撤去は実施してくれますか

⇒ 現地確認のうえ回収対応しています。なお、道路管理者が県または国の場合などは、市から各道路管理者に情報提供します

問 いつもポイ捨てされる場所があるので、看板を設置したい

⇒ 環境保全市民会議で作成した看板を提供しますのでご相談ください。
ただし、ご自身で設置や設置後の管理をお願いします

問 いつもポイ捨てされる場所があるので、ごみを回収したい

⇒ 多量の場合または定期的を実施する場合は、回収袋を提供しますのでご相談ください

お問い合わせ先

環境保全小美玉市民会議事務局

(小美玉市 市民生活部 環境課 廃棄物対策課)

TEL 0299-48-1111 内線 1144・1145

FAX 0299-48-1199